

証券モニタリングに関する基本指針 新旧対照表

現 行	改 正 後
Ⅱ 検査の手順等 1. 臨店検査 (1) (略) (2) 検査関係情報の第三者への開示制限 ① 臨店検査着手時の説明事項 主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。）の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。 ・検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。 ・適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。 ・上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式2））に記名押印すること。 ② 第三者非開示承諾書の提出	Ⅱ 検査の手順等 1. 臨店検査 (1) (略) (2) 検査関係情報の第三者への開示制限 ① 臨店検査着手時の説明事項 主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に検査対象先の責任者に対して、検査関係情報（検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。以下同じ。）の第三者への開示制限の概要を説明するに当たっては、以下の事項を説明するものとする。 ・検査関係情報は、検査対象先の顧客、取引先等に係る保秘性の高い情報、更には検査の具体的な手法等に関わる情報が含まれていること。 ・適切な情報管理を行い、検査の円滑な実行を阻害しないため、検査関係情報を証券監視委事務局証券検査課長（以下「証券検査課長」という。財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないこと。 ・上記を理解の上、検査関係情報を証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官）又は主任検査官の事前の承諾なく第三者に開示しないことの承諾書（以下「第三者非開示承諾書」という。（別紙様式2））に記名すること。 ② 第三者非開示承諾書の提出

現 行	改 正 後
検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。 イ. 主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に<u>検査対象先の責任者に対して</u>、検査終了通知書交付前であれば主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官））の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を記載した第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から<u>記名押印</u>を受けるものとする。 ロ.（略） ③ （略） （３）～（１０） （略） （１１）臨店検査におけるその他の留意事項 ①～⑥ （略） ⑦ 検査対象先が提出する<u>書類等</u>における記載上の留意点 別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手続に従い、登録の申請等の際に<u>婚姻前の氏名</u>を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、<u>婚姻前の氏名</u>を括弧書で併せて記載するか、又は氏名に代えて<u>婚姻前の氏名</u>を記載することができることに留意する。 （新設） ２．（略）	検査関係情報は、その取扱いに慎重を期す観点から、以下のとおり取り扱うものとする。 イ. 主任検査官は、臨店検査着手時（予告検査の場合は、予告後速やかに）に、検査終了通知書交付前であれば主任検査官（検査終了通知書交付後であれば証券検査課長（財務局等にあつては、証券取引等監視官））の事前の承諾なく、検査関係情報を第三者に開示してはならない旨を記載した第三者非開示承諾書に検査対象先の責任者から<u>記名</u>を受けるものとする。 ロ.（略） ③ （略） （３）～（１０） （略） （１１）臨店検査におけるその他の留意事項 ①～⑥ （略） ⑦ 検査対象先が提出する書類における記載上の留意点 別紙様式における役員等の氏名の記載については、法令の手続に従い、登録の申請等の際に<u>旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名</u>を申請者の氏名に併記した申請書等を提出した者の場合は、<u>旧氏及び名</u>を括弧書で併せて記載し、又は氏名に代えて<u>旧氏及び名</u>を記載することができることに留意する。 ⑧ <u>検査対象先が提出する書類の提出方法</u> <u>検査対象先が提出する書類は、電子メールを利用する方法により提出することができる。</u> ２．（略）

現 行	改 正 後
V 施行日 (略) (新設)	V 施行日 (略) <u>(改正)</u> <u>本指針は、令和2年12月23日から適用する。</u>

証券モニタリングに関する基本指針 別紙様式 新旧対照表

現 行				改 正 後			
VI 参考 1. 検査のイメージ図				VI 参考 1. 検査のイメージ図			
日数	スケジュール(無予告)	スケジュール(予告)	備考	日数	スケジュール(無予告)	スケジュール(予告)	備考
検査着手 (又は検査予告) 1 ↓ 5 ↓ 2 ↓ 週間 検査着手 予告検査の場合	検査プロセス等の説明 証券検査指導官又は証券取引等監視官による巡回指導 現物検査／ 反面調査／ 経営陣等との 意見交換	検査予告連絡 検査プロセス等の説明	(無予告) ・主任検査官は、臨店検査に際して、検査対象先の責任者に対し検査証票・検査命令書を提示し、検査の権限及び目的を告げ、併せて意見申出制度及び検査モニター等の必要事項を説明する。 ・主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者から第三者非開示承諾書に記名押印を受ける。 (予告) ・主任検査官は、検査対象先の責任者に対し検査予告を行う。検査予告に際しては、検査の権限及び目的を告げ、検査着手日の伝達、検査予告日以後の資料保存、必要な提出資料の提示等を行う。 (予告) ・主任検査官は、予告後、臨店検査初日までに、検査対象先の責任者に対し検査証票・検査命令書を提示し、意見申出制度及び検査モニター等の必要事項を説明する。 ・主任検査官は、検査対象先の責任者から第三者非開示承諾書に記名押印を受ける。 現物検査は、検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧して行うものとする。 顧客への反面調査は、主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認する必要があると判断した場合に、証券検査指導官と協議をした上、証券検査課長(財務局等)にあっては証券取引等監視官)の指示を受けて行う。 検査モニター 臨店検査終了 検査報告書のとりまとめ 証券監視委事務局内、財務局等証券取引等監視官部門内における検討 講評 3日以内(要請により5日間) 意見申出制度 証券監視委報告・付議 速やかに 勧告 検査終了通知交付 検査終了通知書 交付後10日 検査モニター (アンケート)締切り	検査着手 (又は検査予告) 1 ↓ 5 ↓ 2 ↓ 週間 検査着手 予告検査の場合	検査プロセス等の説明 証券検査指導官又は証券取引等監視官による巡回指導 現物検査／ 反面調査／ 経営陣等との 意見交換	検査予告連絡 検査プロセス等の説明	(無予告) ・主任検査官は、臨店検査に際して、検査対象先の責任者に対し検査証票・検査命令書を提示し、検査の権限及び目的を告げ、併せて意見申出制度及び検査モニター等の必要事項を説明する。 ・主任検査官は、臨店検査着手時に検査対象先の責任者から第三者非開示承諾書に記名を受ける。 (予告) ・主任検査官は、検査対象先の責任者に対し検査予告を行う。検査予告に際しては、検査の権限及び目的を告げ、検査着手日の伝達、検査予告日以後の資料保存、必要な提出資料の提示等を行う。 (予告) ・主任検査官は、予告後、臨店検査初日までに、検査対象先の責任者に対し検査証票・検査命令書を提示し、意見申出制度及び検査モニター等の必要事項を説明する。 ・主任検査官は、検査対象先の責任者から第三者非開示承諾書に記名を受ける。 現物検査は、検査対象先の実態把握やその業務の適切性の検証を効果的に行うため、主任検査官が必要と判断した場合、検査官が検査対象先の役職員が現に業務を行っている事務室、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧して行うものとする。 顧客への反面調査は、主任検査官が、顧客等から検査対象先との取引状況等を確認する必要があると判断した場合に、証券検査指導官と協議をした上、証券検査課長(財務局等)にあっては証券取引等監視官)の指示を受けて行う。 検査モニター 臨店検査終了 検査報告書のとりまとめ 証券監視委事務局内、財務局等証券取引等監視官部門内における検討 講評 3日以内(要請により5日間) 意見申出制度 証券監視委報告・付議 速やかに 勧告 検査終了通知交付 検査終了通知書 交付後10日 検査モニター (アンケート)締切り

現 行	改 正 後
(様式2) 令和〇年〇月〇日 証券取引等監視委員会 事務局長 ○〇〇〇 殿 検査対象先名 ○〇〇〇 代 表 者 名 ○〇〇〇 印 第三者非開示承諾書 当社は、検査に関する検査関係情報の内容について、検査終了通知書受領前であれば主任検査官、検査終了通知書受領後であれば証券検査課長の事前の承諾なく、第三者に開示しないことを承諾する。 (注1)「検査関係情報」とは、検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。 (注2) 検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当しないものとする。 (注3)当社が、検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を契約関係にある外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上、相談しようとする場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保及び保秘の観点で支障がないと判断した場合は、当該報告で足りるものとして取り扱う。 以 上	(様式2) 令和〇年〇月〇日 証券取引等監視委員会 事務局長 ○〇〇〇 殿 検査対象先名 ○〇〇〇 代 表 者 名 ○〇〇〇 第三者非開示承諾書 当社は、検査に関する検査関係情報の内容について、検査終了通知書受領前であれば主任検査官、検査終了通知書受領後であれば証券検査課長の事前の承諾なく、第三者に開示しないことを承諾する。 (注1)「検査関係情報」とは、検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。 (注2) 検査・監督部局、自主規制機関及びこれらに準ずると認められる者並びに検査対象先の組織内に設置された内部管理を目的とした委員会等の構成員となっている外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家については、開示制限の対象となる第三者に該当しないものとする。 (注3)当社が、検査期間中に、今回の検査に係る検査関係情報を契約関係にある外部の弁護士、公認会計士、不動産鑑定士等の専門家に開示の上、相談しようとする場合については、主任検査官への事前の報告を求めた上で、主任検査官が検査の実効性の確保及び保秘の観点で支障がないと判断した場合は、当該報告で足りるものとして取り扱う。 以 上

現 行	改 正 後
(様式 3 - 1) 持株会社、海外親会社 等経営管理会社用 令和〇年〇月〇日 主任検査官 〇〇〇〇 殿 検査対象先名 〇〇〇〇 代 表 者 名 〇〇〇〇 印 検査関係情報 開示承諾申請書 当社に対する検査に関する検査関係情報の内容について、下記のとおり開示したいので、承諾願います。 (注)「検査関係情報」とは、検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。 記 1. 開示の目的 2. 開示方法 3. 開示対象者 4. 開示対象者による情報流出を防止する措置の内容 (注)例えば、開示対象者との間で締結されている守秘義務契約の写しの添付等 ※開示内容については、上記の開示目的に照らし、必要な範囲に限るものとします。 以 上	(様式 3 - 1) 持株会社、海外親会社 等経営管理会社用 令和〇年〇月〇日 主任検査官 〇〇〇〇 殿 検査対象先名 〇〇〇〇 代 表 者 名 〇〇〇〇 検査関係情報 開示承諾申請書 当社に対する検査に関する検査関係情報の内容について、下記のとおり開示したいので、承諾願います。 (注)「検査関係情報」とは、検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。 記 1. 開示の目的 2. 開示方法 3. 開示対象者 4. 開示対象者による情報流出を防止する措置の内容 (注)例えば、開示対象者との間で締結されている守秘義務契約の写しの添付等 ※開示内容については、上記の開示目的に照らし、必要な範囲に限るものとします。 以 上

現 行	改 正 後
(様式3-2) 持株会社、海外親会社 等経営管理会社以外用 令和〇年〇月〇日 主任検査官 〇〇〇〇 殿 検査対象先名 〇〇〇〇 代 表 者 名 〇〇〇〇 印 検査関係情報 開示承諾申請書 令和〇年〇月〇日を検査基準日として行われた当社に対する検査に関する検査関係情報の内容について、下記のとおり開示したいので、承諾願います。 (注)「検査関係情報」とは、検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。 記 1. 開示の目的 2. 開示方法 3. 開示対象者 4. 開示対象者による情報流出を防止する措置の内容 (注)例えば、開示対象者との間で締結されている守秘義務契約の写しの添付等 ※開示内容については、上記の開示目的に照らし、必要な範囲に限るものとします。 以 上	(様式3-2) 持株会社、海外親会社 等経営管理会社以外用 令和〇年〇月〇日 主任検査官 〇〇〇〇 殿 検査対象先名 〇〇〇〇 代 表 者 名 〇〇〇〇 検査関係情報 開示承諾申請書 令和〇年〇月〇日を検査基準日として行われた当社に対する検査に関する検査関係情報の内容について、下記のとおり開示したいので、承諾願います。 (注)「検査関係情報」とは、検査を受けている事実、検査中の検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員等とのやりとりの内容及び検査終了通知書をいう。 記 1. 開示の目的 2. 開示方法 3. 開示対象者 4. 開示対象者による情報流出を防止する措置の内容 (注)例えば、開示対象者との間で締結されている守秘義務契約の写しの添付等 ※開示内容については、上記の開示目的に照らし、必要な範囲に限るものとします。 以 上

現行	改正後
「整理票」 番号 _____ 依頼日 _____ (期限 _____) 主任検査官 _____ (事実関係) (事実関係に対する認識) (様式4) 回答日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 回答者 _____ 印	「整理票」 番号 _____ 依頼日 _____ (期限 _____) 主任検査官 _____ (事実関係) (事実関係に対する認識) (様式4) 回答日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 回答者 _____

現 行	改 正 後								
質問票 番号 _____ 依頼日 _____ (期限 _____) 担当検査官 _____ <table><thead><tr><th>質 問 事 項</th><th>質 問 事 項 に 対 す る 回 答</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> 回答日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 回答者： _____ 印	質 問 事 項	質 問 事 項 に 対 す る 回 答			質問票 番号 _____ 依頼日 _____ (期限 _____) 担当検査官 _____ <table><thead><tr><th>質 問 事 項</th><th>質 問 事 項 に 対 す る 回 答</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> 回答日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 回答者： _____	質 問 事 項	質 問 事 項 に 対 す る 回 答		
質 問 事 項	質 問 事 項 に 対 す る 回 答								
質 問 事 項	質 問 事 項 に 対 す る 回 答								

(様式5)

(様式5)

現 行	改 正 後
「 モニタリング確認票 」 番号 _____ 依頼日 _____ (期限 _____) 主任検査官 _____ (モニタリング評価) (モニタリング評価に対する認識) 回答日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 回答者 _____ 印	「 モニタリング確認票 」 番号 _____ 依頼日 _____ (期限 _____) 主任検査官 _____ (モニタリング評価) (モニタリング評価に対する認識) 回答日：令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日 回答者 _____

(様式6)

(様式6)

現 行	改 正 後
(様式 8) 令和 年 月 日 証券取引等監視委員会事務局長 殿 申出者(検査対象先代表者名)⑩ 意見申出書 令和 年 月 日を検査基準日として実施された今般の検査（検査講評 日：令和 年 月 日）において、検査官と当社との間において意見の相違が 生じたので、意見申出制度に則り、別紙のとおり申し出いたします。	(様式 8) 令和 年 月 日 証券取引等監視委員会事務局長 殿 申出者(検査対象先代表者名) 意見申出書 令和 年 月 日を検査基準日として実施された今般の検査（検査講評 日：令和 年 月 日）において、検査官と当社との間において意見の相違が 生じたので、意見申出制度に則り、別紙のとおり申し出いたします。

現 行	改 正 後
(様式 9) 令和 年 月 日 証券取引等監視委員会事務局長 殿 申出者(検査対象先代表者名) 印 意見申出書の取下げについて 令和 年 月 日を検査基準日として実施された今般の検査(検査講評日: 令和 年 月 日)に 関して、令和 年 月 日付で提出した意見申出書については、下記の理由により取り下げること としたいので、当該意見申出書を返却願います。 記 ○ 取下げ理由 (以 上)	(様式 9) 令和 年 月 日 証券取引等監視委員会事務局長 殿 申出者(検査対象先代表者名) 意見申出書の取下げについて 令和 年 月 日を検査基準日として実施された今般の検査(検査講評日: 令和 年 月 日) に関して、令和 年 月 日付で提出した意見申出書については、下記の理由により取り下げるこ ととしたいので、当該意見申出書を返却願います。 記 ○ 取下げ理由 (以 上)